

議第51号 和解について

1 事件の概要

原告は、呉市が所有する汐見町1番1の土地（以下「本件土地」といいます。）を含む土地に倉庫，作業場及び工場を建築しています。

原告は、本件土地を昭和34年2月10日から50年以上善意で平穩かつ公然と所有の意思をもって占有しており，昭和54年2月9日に20年の経過による時効取得完成により所有権を取得したので，時効の効果を援用し，呉市に所有権移転の登記手続をするように求め，平成28年10月17日付けで，広島地方裁判所呉支部（以下「本件裁判所」といいます。）に訴えの提起をしました。

2 訴訟の経過

呉市は，平成28年11月25日付けで答弁書を提出し，本件裁判所は，同年12月6日の口頭弁論，平成29年1月24日及び同年2月8日の弁論準備手続と審理を進めていました。

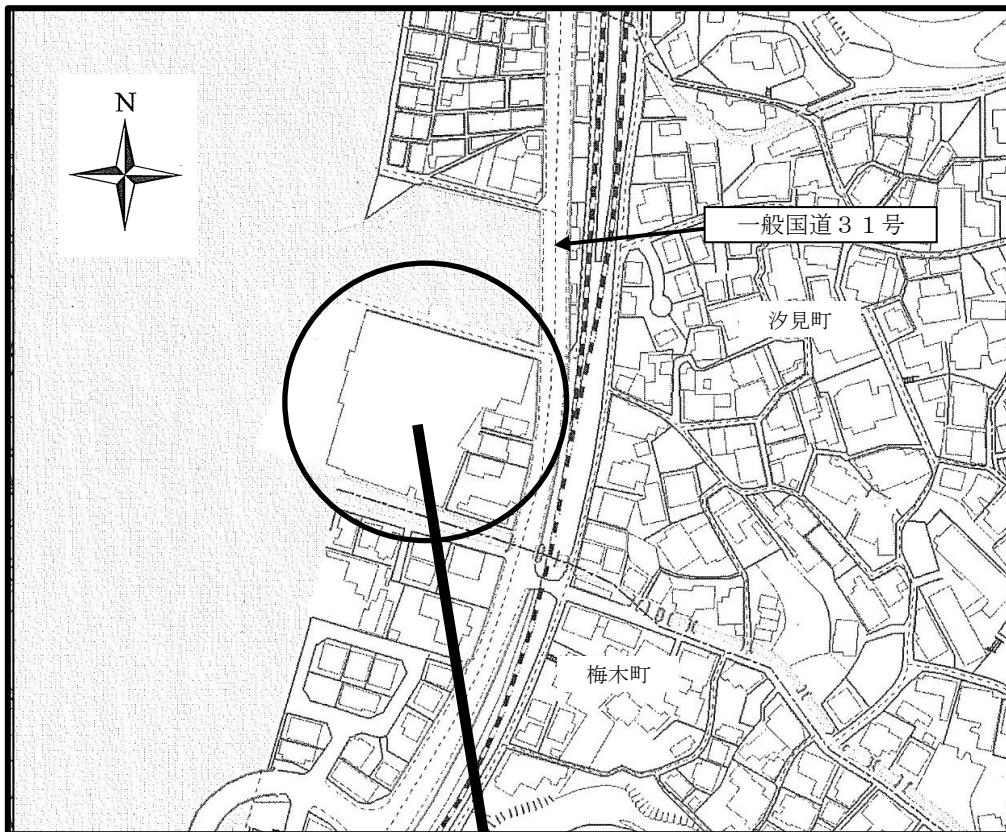
3 和解の勧告

平成29年2月8日の弁論準備手続期日において，裁判所から和解の勧告があり，和解条項について検討したところ適当であると認められるため，これに応じ，当該訴訟上の和解をするため議会の議決を求めるものです。

4 本件土地の表示

所在 呉市汐見町
地番 1番1
地目 宅地
面積 289.71平方メートル

【位置図】



【拡大図（公図）】

